

学校いじめ防止基本方針

<p>社会の要請・法制定の意義</p> <p>いじめ問題への対応は、いじめだけに特化するものでなく、子どもも大人も、人々が生きることにあたっての直面する課題である。いじめの止まりやすい国であるかどうかは、その国の教育力と国民の成熟度の指標となる。日常生活の仕組や行為への私的責任領域とそれを補う法制定による公的責任領域が必要である。</p>	<p>本校学校教育目標</p> <p>豊かな心と確かな力を持ち、ねばり強く自らの向上をめざす子どもを育てる。</p> <p>目指す子ども像</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 めあてにむかって、ねばり強く努力する子 2 すすんで学びとり、表現する子 3 思いやりがあり、礼儀正しい子 4 元気で明るく、たくましい子 	<p>本校の実態</p> <p>本校は、島嶼部位置し、鹿兒島市に位置し、自然豊かな場所にあり、島嶼部の気候や風土を特色とし、夢や希望に向かって努力し、共に生きる子どもを育てることを目標に教育活動を進めている。子どもたちは、明るく活発である。現在のことろ重大な事態は発生していない。いじめに関する情報は、友人への話し方などについて積極的に取り組み、重大事態を未然に防ぐよう努めている。</p>
<p>いじめ防止対策推進法による基本方針策定及び組織編成規定</p> <p>【第13条】学校は、いじめ防止基本方針又は地方いじめ防止基本方針を参照し、その学校の実態に応じ、当該学校におけるいじめの防止等のための対策に関する基本的な方針を定めるものとする。</p> <p>【第23条】学校は、当該学校におけるいじめの防止等に関する措置を効果的に行うため、当該学校の複数の教職員、心理、福祉等に関する専門的な知識を有する者その他の関係者により構成されるいじめの防止等の対策のための組織を置くものとする。</p>	<p>いじめ防止に関する基本的な考え方・理念</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 我々は、いじめはどの子どもにも、どの学校でも起こりうるという認識のもと、一件でも多く察知・発見し、一件でも多く解決する。 ○ いじめは絶対に許されない行為である。 ○ いじめ防止の根本は、教職員のいじめ問題の認識及びそれに対する姿勢にある。 	<p>鹿兒島市のいじめ防止等の対策に関する基本理念</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 学校内外を問わず、いじめが行われなくなるようにすることを旨として取り組む。 ○ いじめ被害に巻き込まれないよう未然防止を図るとともに、児童生徒が十分理解できるようにする。 ○ 市、学校、地域住民、家庭等の連携の下、いじめ問題を克服することを旨とする。
<p>家庭・地域との連携</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ P T A ○ 校区公民館運営審議会 ○ 学校評議員 ○ 駐在所員（各地域） ○ 生徒委員（各地域） ○ 児童通学保護員 ○ 自治公民館長 	<p>桜峰小学校いじめ対策委員会</p> <p>本会は、年間計画の作成・実行・検証・修正の中核である。</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 日常的な関係者の会【校長、教頭、他全職員】（月1回以上） 2 地域の関係者、第三者を加えた会【校長、教頭、生徒指導主任、民生委員、PTA役員等】（年2回） 3 専門家等を加えた会【1に加え、スクールカウンセラー、いじめ相談員】（原則年1回） 	<p>関係機関との連携等</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 教育委員会（県・市） ○ 鹿兒島市児童相談所 ○ 鹿兒島市児童福祉課 ○ 鹿兒島市児童相談所 ○ 警察 ○ 市児童福祉課 ○ 県中央児童相談所

【いじめの防止】

- 教職員の取組：日々の授業づくり、居場所作り、絆づくりを行いながら自己有用感を育てる。
- 児童の取組：互いを認め合える人間関係・学校風土を児童自らが作り出す。
- 保護者の取組：愛情を持って子どもに接し、子どもの自己肯定感や自己有用感を育む。
- 地域の取組：子どもが生き生きと活動できる地域の風土や行事を作る。

【いじめの早期発見】

- 教職員の取組：日常の観察や児童との触れあいを大切に、気づいた情報を職員間で共有し合い、児童の些細な変化に気づくための取り組みを積極的に行う。
- 児童の取組：校内で起こっているいじめを黙認せず、重大な問題として担任等に知らせる。
- 保護者の取組：家庭での子どもの変化やNETの使い方などを把握し、学校への連絡・相談する。
- 地域の取組：児童の通学の様子を観察し、気になる点は学校や保護者へ連絡する。

【いじめに対する措置】

- 教職員の取組：組織として対応し、事実を確認、記録、共有する。いじめは絶対にゆるされないという姿勢で指導を行う。市教委、関係機関とも連携して解決を図る。
- 児童の取組：自分たちの問題として、いじめが2度と繰り返されないよう話し合う。
- 保護者の取組：学校と連携を図り、確認された事実を元に、子どもが抱えている気持ちを受け止め、愛情と厳しさをもって今後のあり方を子どもと話し合う。
- 地域の取組：学校と連携を図り、必要に応じていじめの加害者・被害者に対して、防犯パトロール隊や子ども会組織による見守り体制を取る。

教職員

- 生活指導連絡会・教育相談
- 職員研修（校内、校外）

児童

- 児童会

保護者

- 登校指導
- 授業参観・PTA総会

市

- SSW スクールサポーター
- いじめ問題対策支援室相談員

県

- 学校ネットパトロール

資料

- いじめ対策必携
- いじめ問題対応の手引き
- 市いじめ対策リーフレット他

【年間計画】								
月	月目標	取組・評価	実態調査	道徳・特別活動・各教科	児童自主的取組	情報モラル関連	教育相談	職員研修
4	学校や学級などのきまりや目標を明確に示す	年間及1学期活動計画設計・取組チェックリストの確認		「いじめを考える週間」実施	1年生を迎える会	各教科における指導計画の確認	家庭訪問	学校基本方針の確認
5	いじめ防止の基本的な考え方を理解する	チェックリストによる評価（毎月）PTA総会		道徳「公平・公正」				
6	児童の状況を把握し適切な対応をする	チェックリストによる評価	ニコニコアンケート	「ニコニコ月間の実施」	ニコニコポスターの募集			
7	夏休みの過ごし方について指導する	夏休み前指導外部評価	学校楽しいーと1回目		いじめ防止標語の募集	指導の反省		1学期取組振り返り
8	2学期に向けて人間関係や心理状態を把握する	県人権月間取組	県携帯利用調査					生徒指導力向上研修
9	学校行事の成功に向けて、学級を高める	学校いじめ対策委員会		「いじめを考える週間の実施」				ネットいじめ対応策
10	学級の人間関係を把握し適切な対応を行う						教育相談	
11	生徒の状況を把握し適切な対応をする	学校評価		特別の教科道徳「親切、思いやり」	人権標語の募集			
12	相手の立場になって考える心を育む	冬休み前指導県人権週間取組	学校楽しいーと2回目	「人権週間」		指導の反省		2学期取組振り返り
1	3学期に向けて人間関係や心理状態を把握する			「いじめを考える週間」実施				
2	進級や進学に向けて人間関係を把握する	学校いじめ対策委員会	学校楽しいーと3回目	道徳「規則の尊重」			個別面談	
3	来年度に向けて体制の見直しを図る	年間反省卒業前指導・春休み前指導	人間問題行動等調査			指導の反省		年間取組評価

重大事態への対応

「いじめ防止対策推進法」(平成25年法律第71号)

(定義)

第2条

この法律において「いじめ」とは、児童生徒に対して当該児童等が在籍する学校に在籍している当該児童等と一定の人間関係にある他の児童等が行う心理的又は物理的な影響を与える行為(インターネットを通じて行われるものを含む)であつて、当該行為の対象となった児童等が心身の苦痛を感じているものをいう。

2 この法律において「学校」とは、学校教育法(昭和22年法律第26条)第1条に規定する小学校、中学校、高等学校、中等教育学校及び特別支援学校(幼稚園を除く。)をいう。

3 この法律において「児童等」とは、学校に在籍する児童または生徒をいう。

4 この法律において「保護者」とは、親権を行う者(親権を行う者のいないときは、未成年後見人)をいう。

※ 「一定の人間関係」とは、学校の内外を問わず、当該児童生徒が関わっている仲間や集団(グループ)などとの人的関係を指す。

※ 「物理的な影響」とは、身体的な影響のほか、金品をたかられたり、隠されたり、嫌なことを無理矢理させられたりすることなどを意味する。けんかは除く。

いじめ問題に対する指導体制

